



第3部

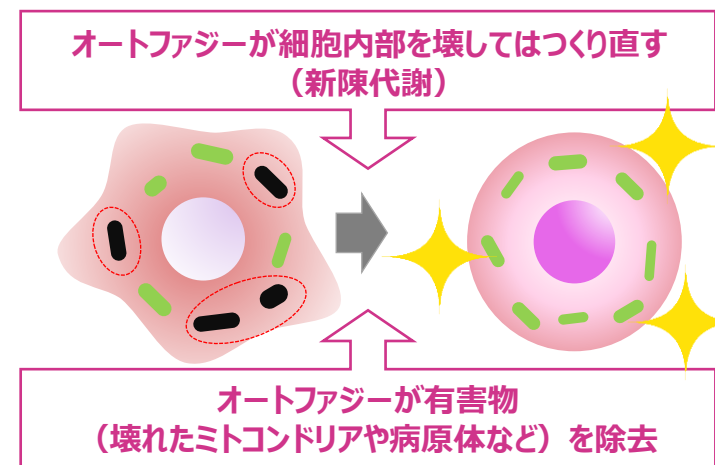
消費者向けの取り組み 第一弾： オートファジー表示ガイドラインについて

日本オートファジーコンソーシアム
理事 矢野 博子

オートファジー表示について

ワーキンググループ発足の背景

- ・近年、SNSやメディアの影響もありオートファジーに注目が集まっている。
- ・一方でオートファジーの定義は正しく認知されておらず、オートファジー関連製品は消費者に誤認を招く恐れがある。
- ・製品にオートファジーを表示する判断基準が統一されていない。



オートファジーの誤った認知例

オートファジー = ダイエット
ファスティング

**消費者に正しく情報を届け、適正な製品
選択を可能とするため日本オートファジー
コンソーシアムとしてオートファジー表示に
関わるルールを作成**



オートファジー関連製品例

UHA味覚糖株式会社

ノーベル賞受賞研究「オートファジー研究」に着目！

カラダ本来の負けない力を 1日2粒*で維持するサプリメント!

※目安量

細胞から健康と美を考える。

新発想 エイジングケア

ノーベル賞 受賞研究に着目

オートファジー習慣



AUTOPHAGY LIFESTYLE

株式会社協和

ノーベル賞技術^{※1}から生まれた
次世代型エイジングケア^{※2}で

内側から若々しく

美容液
エイジングケア
ブランドシェア
No.1*



日本初^{※3}

注目の成分
「ウロリチン」が
サプリに!

オートファGウロリチン

土台から美しく、生きる力を。
身体のメンテナンスをサポートする美容サプリ



オートファジー表示ガイドライン案

■ 概要

(1) 目的

(2) 定義

2-1. オートファジーの定義

2-2. 対象品目

2-3. 対象者の範囲

(3) 表示基準

3-1. 表示基準

3-2. 表示項目

3-3. 表示禁止項目（誇大広告の禁止）

(4) 会員証紙（認証/ロゴマーク）

(5) オートファジーおよび認証マーク表示の条件

ガイドライン 【目的】

(1) 目的

「オートファジー」を訴求・標榜するために必要な表示基準等の標準的な指針を定め、その信頼性を担保しつつ、事実に基づく正確な情報の伝達に努め、消費者に適正な製品の選択を可能にすることを目的とする。

● ガイドライン 【オートファジーの定義】

（２－１）オートファジーの定義

全身の細胞に備わっている分解機構であり、細胞内成分などを回収・分解し、その結果得られる分解物をリサイクルすることで細胞を正常な状態に維持する機構の一つである。

あらゆる生命現象に深く関わっており、健康的な生活を送る上で欠かせないものである。

ガイドライン 【対象品目・対象者】

(2-2) 対象品目

食品に使用する原料および成分

(2-3) 対象者

日本オートファジーコンソーシアム企業会員内における
オートファジーを訴求・標榜する食品の販売者を対象とする

ガイドライン 【表示基準】

(3-1) 表示基準

次に挙げる表示のように、**健康増進法に該当しない表示のみ可能**とする。

【表示例】

- 1、「オートファジー」という単語のみ、もしくは「オートファジー」の定義
- 2、企業や大学等との共同研究によって開発された製品であること
- 3、「オートファジー」がノーベル賞を受賞した研究分野であること
- 4、オートファジーと表示禁止項目（3-3）に該当しない内容との併記

ガイドライン 【表示項目】

(3-2) 表示項目

オートファジーを訴求・標榜するためには次に挙げる表示項目を表示することを必須とする。また、その他表示項目は食品表示法に準ずる。

- 1、オートファジーコンソーシアム認証マーク
- 2、オートファジーを訴求する原材料名



ガイドライン 【表示禁止項目】

(3-3) 表示禁止項目（誇大広告の禁止）

次に挙げる表示のように**健康増進法、景品表示法、薬機法に抵触する内容**を標榜してはならない。

- 1、オートファジー活性を直接言及し、健康増進効果を誤認させるような表示
- 2、疾病緩和や健康増進に関わる報告等の媒体に直接リンクさせる表示
- 3、その他、健康増進法に抵触する表示

例：疾病、症状の名称

医薬品等の薬機法で規制されている表記

特定の臓器、身体への効果を想起させる表示

● ガイドライン 【認証マーク・表示の条件】

(4) 会員証紙 (認証/ロゴマーク)

日本オートファジーコンソーシアム企業会員は、このガイドラインに従い適正なオートファジー表示を行った容器包装の見やすい場所に「会員証紙」を表示することができる。



(5) オートファジーおよび認証マーク表示の条件

日本オートファジーコンソーシアムが別途定める基準を満たすものに「オートファジー」を訴求・標榜することができる。



ガイドライン活動の取り組み

■ガイドラインリリースに向けて

本ガイドラインは、オートファジー研究の現状を踏まえた上で、日本オートファジーコンソーシアム会員企業およびアカデミアの有識者や公的評価機関などの協力の下、作成に向けて活動を進めてきました。

■最後に

今後、オートファジー研究の発展とともに本ガイドラインは見直しを行いながら、オートファジー訴求製品の適切な表示を働きかけ、製品の信頼性を担保しつつ、消費者の皆様が適正に製品を選択できるよう活動を継続して参ります。